

特別支援教育部会における検討事項について（案）

全ての学校や学級に、発達障害を含めた障害のある子どもたちが在籍する可能性があることを前提に、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、子どもたちの自立と社会参画を一層推進するため、以下の事項を検討してはどうか。

1. 特別支援教育における、

- ① 社会に開かれた教育課程、育成すべき資質・能力、「アクティブ・ラーニング」の視点に立った指導、カリキュラム・マネジメントの在り方。

2. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、

- ① 各教科等の目標を実現する上で考えられる困難さに配慮するために必要な支援の改善・充実。
- ② 通級による指導や特別支援学級の意義、それらの教育課程の取扱いについての改善・充実。
- ③ 合理的配慮の提供も含めた「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の位置付け並びに作成・活用の方策についての明確化。
- ④ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の確立等の観点等の明確化。
- ⑤ 共生社会の形成に向けた障害者理解の促進、交流及び共同学習の一層の充実。

3. 特別支援学校において、

- ① 幼児児童生徒の発達の段階に応じた自立活動の改善・充実。
- ② これから時代に求められる資質能力を踏まえた、障害のある幼児児童生徒一人一人の進路に応じたキャリア教育の充実。
- ③ 知的障害のある児童生徒のための各教科の改善・充実。

4. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等との間で、

- ① 子ども一人一人の学びの連続性を実現するための教育課程の円滑な接続の実現

など

特別支援教育部会における検討状況（第4回まで）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育について

特別支援教育部会における検討事項	特別支援教育部会における主な意見
<p>① 各教科等の目標を実現する上で考えられる困難さに配慮するためには必要な支援の改善・充実。</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の総則において「個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」と規定。 ・学習指導要領解説（総則編）において、障害別の配慮を例示。 <p>【主な意見】</p> <p>各教科等の目標を実現するとともに、児童生徒の障害の状態や学習の過程で考えられる困難さに配慮した指導ができるよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総則だけではなく、各教科等においても配慮の例を示すことが必要ではないか。 ○総則及び各教科等において示す際には、障害別の配慮のみならず、学習の過程で考えられる困難さに対する配慮の例を示すことが考えられるのではないか。 ○また、困難さを克服するとともに、得意な分野を伸ばすことへの配慮も示していく必要があるのではないか。
<p>② 通級による指導や特別支援学級の意義、それらの教育課程の取扱いについての改善・充実。</p>	<p>【現状】</p> <p>«通級による指導、特別支援学級とともに»</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導や特別支援学級の目的や内容については、別途、学校教育法施行規則及び文部科学省告示で規定。（このため、学習指導要領では、通級による指導や特別支援学級の教育課程の取扱い等に関する規定は設けられていない。） <p>«通級による指導»</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省告示において、障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導と規定。 ・学習指導要領解説において、指導に当たっては、特別支援学校における指導領域「自立活動」を参考として、個々の児童生徒の障害の状態等に応じて目標・内容を定め、学習活動を実施することを記述。 ・高等学校における指導については、現在、「高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」において検討

	<p>を行っており、この検討経過を踏まえ、特別支援教育部会や総則・評価特別部会において、教育課程全体の改訂の議論の中で検討を行う予定。</p> <p>〔特別支援学級〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 文部科学省通知及び学習指導要領解説において、特別支援学級における指導に当たって、特別の教育課程を編成する場合は、必要に応じて、<u>特別支援学校小・中学部学習指導要領を参考として、実情に合った教育課程を編成すること</u>を記述。 (学習指導要領解説で示している例) <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校の「自立活動」を取り入れる 各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える 特別支援学校（知的障害）の各教科の一部又は全部に替えるなど <p>【主な意見】</p> <p>〔通級による指導〕</p> <p>通級による指導の充実を図るとともに、通級による指導と各教科等の指導との関連が明らかになるよう、</p> <p>○学習指導要領の総則において、<u>通級による指導の目標・内容や、教育課程の構造等、配慮事項等を示す</u>ことが必要ではないか。</p> <p>〔特別支援学級〕</p> <p>小・中学校教育の目標や内容を達成するとともに、学級の実態や児童生徒の障害の程度等を踏まえた、実情に合った教育課程が編成できるよう、</p> <p>○学習指導要領の総則において、<u>特別支援学級における教育課程の基本的な考え方や編成の方針等を具体的に示す</u>ことが必要ではないか。</p>
③ 合理的配慮の提供も含めた「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の位置付け並びに作成・活用の方策についての明確化。	<p>【現状】</p> <p>〔合理的配慮※の提供〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の権利に関する条約（平成19年9月日本国署名）を踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（平成24年7月）において、合理的配慮の観点（3観点11項目、参考資料P11参照）を示し、各学校における合理的配慮の提供を周知。

	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）に伴い、合理的配慮の提供について、国や地方公共団体は法的義務、民間事業者は努力義務が課される。 <p>※権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めている。</p> <p>《個別の指導計画、個別の教育支援計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領総則において、障害のある幼児児童生徒などに対して、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行なうことが例示されている。 ・作成する必要がある幼児児童生徒に対する作成状況は、小・中学校においては作成が進んでいたが、幼稚園、高等学校においては作成状況に課題。 <p>【主な意見】</p> <p>《合理的配慮の提供》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○合理的配慮の考え方（合理的配慮の観点、意思の表明から提供までの留意点など）を示す必要があるのではないか。 ○合理的配慮が継続的に提供できるよう、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成する際にも、合理的配慮の提供について記述することが必要ではないか。 <p>《個別の指導計画、個別の教育支援計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成することとしてはどうか。 ○「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用の留意点（実態把握から評価改善など）を示すことが必要でないか。
④ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の確立等の観点等の明確	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領総則において、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行なうこととし、学習指導要領解説において、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の在り方を示している。

化。	<ul style="list-style-type: none"> 校内委員会の設置状況及び特別支援教育コーディネーターの指名状況は小・中学校ではおおむね 100%（幼稚園での設置・指名はそれぞれ約 60%、高等学校では約 85%）。 <p>【主な意見】</p> <p>特別支援教育に係る組織的な対応が一層充実されるよう、</p> <p>○特別支援教育コーディネーターの役割は不可欠となっており、特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制等の在り方（特別支援教育に係る校内委員会の設置、教務や生徒指導等との連携など）を示す必要があるのではないか。</p>
<p>⑤ 共生社会の形成に向けた障害者理解の促進、交流及び共同学習の一層の充実。</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総則において、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や（中略）を設けることと規定。 幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校において、それぞれの学校の教育課程に位置付け、計画的な交流及び共同学習を実施。 <p>【主な意見】</p> <p>○学習指導要領総則の一般方針において、共生社会の形成に向けた障害者理解の促進を示す必要があるのではないか。</p> <p>※交流及び共同学習の理念や取組を共有すること（事例集等の作成など）や、交流及び共同学習を通して育む力と教育課程との関係、特別支援教育コーディネーターを中心とした実施体制の在り方等について、引き続き、特別支援教育部会で検討する必要。</p>

※幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等との間で、子供たち一人一人の学びの連続性を実現するための教育課程の円滑な接続の実現については、今後、特別支援教育部会で検討した上で、総則・評価特別部会において検討を行う予定。

特別支援教育にかかる教育課程（概要）

通常の学級	通級による指導	特別支援学級	特別支援学校
<ul style="list-style-type: none">○幼稚園教育要領、小・中・高等学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。○障害の状態等に応じて、適切な配慮の下に指導を行う。	<ul style="list-style-type: none">○小・中学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。○小・中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えて特別の教育課程（通級による指導）を編成することができる。	<ul style="list-style-type: none">○基本的には、小・中学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。○特に必要がある場合には、小・中学校の教育課程に替えて、特別の教育課程を編成することができる。	<ul style="list-style-type: none">○特別支援学校教育要領、学習指導要領に基づいて教育課程を編成。

その者の障害の状態（※）、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意見、専門家の意見、その他の事情を市町村の教育委員会が総合的に判断し、就学先を決定する。

※障害の種類により異なるが、例えば弱視者においては、特別支援学級の対象となる障害の程度は「拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの」であり、通級による指導の対象となる障害の程度は「…通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの」である。

幼稚園、小・中・高等学校における特別支援教育について

【学校教育法】第八十一条

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

- ② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。
一 知的障害者 二 肢体不自由者 三 身体虚弱者 四 弱視者 五 難聴者 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの
③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

【学習指導要領】

障害のある児童生徒への指導上の配慮	
幼稚園教育 要領 (第3章-第1-2)	(2) 障害のある児童の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
小学校 中学校 学習指導要領 (第1章-第4-2)	(7) 障害のある児童(生徒)などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童(生徒)の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。
高等学校 学習指導要領 (第1章- 第5款-5)	(8) 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

「通級による指導」に係る教育課程について（法令）

【学校教育法施行規則】

第一百四十条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

【平成5年1月28日文部省告示第7号】

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、同項の規定による特別の教育課程について次のように定め、平成5年4月1日から施行する。

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第140条各号の一に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同項の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童または生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

- 1 障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。ただし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。
- 2 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第140条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については、年間35単位時間から280単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については、年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

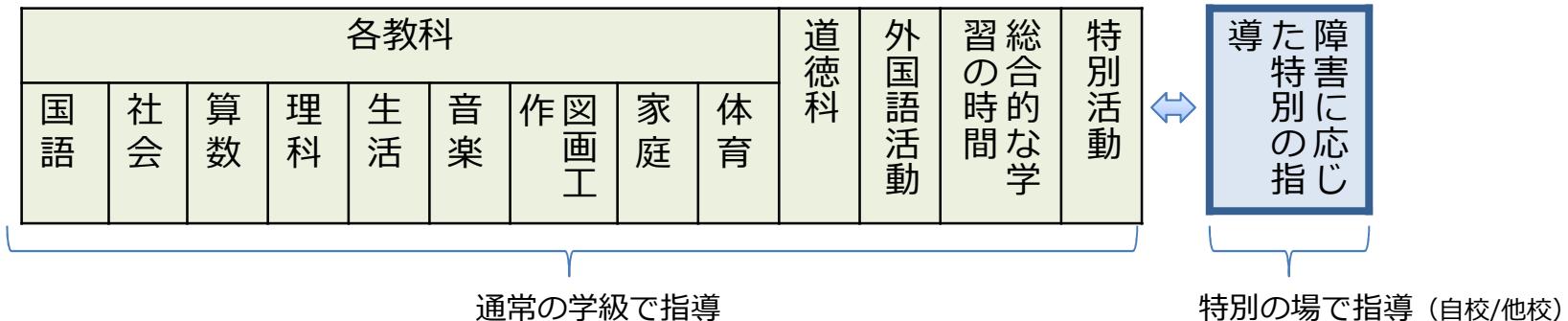
【小学校学習指導要領解説 総則編】

指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして、個々の児童の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。

「通級による指導」に係る教育課程について

通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒が、通常の学級で各教科等の指導を受けながら、**障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で実施**



障害に応じた特別の指導の内容

特別の指導を行う場合は、**特別支援学校小・中学部学習指導要領の「自立活動」の目標・内容を参考**として実施。

一人一人の障害の状態に応じて、特別支援学校学習指導要領「自立活動」を参考に、指導目標及び具体的な指導内容を設定

(具体例) 小学校における「通級による指導」
対象児童の障害 言語発達の遅れ
1.心理的な安定、2.人間関係の形成、
4.環境の把握、6.コミュニケーション
に関する項目を選定

↓
「個別の指導計画」を作成し、指導。

特別支援学校学習指導要領「自立活動」
目標

個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

内容

1.健康の保持、2.心理的な安定、3.人間関係の形成、4.環境の把握、5.身体の動き、6.コミュニケーション

上記の6区分の下に26項目を示す

特別の指導に係る授業時数

年間35～280単位時間（学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については、年間10～280単位時間）を標準

特別支援学級に係る教育課程について（法令）

【学校教育法施行規則】

第一百三十八条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

【通知】

（「特別支援学校の学習指導要領等の公示及び移行措置について（通知）」（20文科初第1307号平成21年3月9日 文部科学省初等中等教育局長）

小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）において特別支援学級における指導又は通級による指導を行うに当たっては、学校教育法施行規則第138条又は同規則第140条の規定に基づき特別の教育課程によることができることから、必要に応じて特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にし、実情に応じた教育課程を編成する

【小学校学習指導要領解説 総則編】

学校教育法施行規則第138条では、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定している。

この場合、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校の目的及び目標を達成するものでなければならないことは言うまでもない。なお、特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。

特別支援学級に係る教育課程について

特別支援学級

特別支援学級の教育課程は、小・中学校の学習指導要領に基づいて編成することを基本とし、特に必要がある場合には、特別の教育課程を編成することが可能。

特別の教育課程を編成する場合は、**特別支援学校の小・中学部の学習指導要領を参考とし、実情に合った教育課程を編成**。特別の教育課程を編成する場合も、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。

実情に合った教育課程の編成

[学習指導要領解説の記述例]

- 特別支援学校学習指導要領の「自立活動」を取り入れる
- 特別支援学校（知的障害）の各教科に替える など
- 各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える

中学校の教育課程

各教科										道徳科	時間	総合的な学習の時間	特別活動
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語					

特別支援学校中学部（知的障害）の教育課程

各教科										道徳科	時間	総合的な学習の時間	自立活動
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	※外国語					

※外国語を設けることができる

（具体例）知的障害特別支援学級

生徒の知的障害の状態などを踏まえ、特別支援学校学習指導要領を参考に、教育課程を編成
↓
「個別の指導計画」を作成し、指導

教科等別の指導

各教科										道徳科	時間	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
国語	社会	数学	音楽	（下学年） 美術	保健体育	技術・家庭	外国語							

導日日常生活の指	作業学習	生活単元学習
----------	------	--------

特別支援学級の1学級の編制

15人以下を標準。

目的

個々の児童又は生徒が自立を目指し、
障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・
克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、
もって心身の調和的発達の基盤を培う。

※「特別支援学校小中学部学習指導要領」より。幼稚部、高等部も同様の記述。

内容とその取扱い

- ・個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素が6区分26項目で示されている。
- ・幼児児童生徒の実態把握を基に、個々の幼児児童生徒に必要とされる項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

自立活動の内容の6区分26項目について

1 健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2)病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3)身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4)健康状態の維持・改善に関すること。
2 心理的な安定	(1)情緒の安定に関すること。 (2)状況の理解と変化への対応に関すること。 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
3 人間関係の形成	(1)他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2)他者の意図や感情の理解に関すること。 (3)自己の理解と行動の調整に関すること。 (4)集団への参加の基礎に関すること。
4 環境の把握	(1)保有する感覚の活用に関すること。 (2)感覚や認知の特性への対応に関すること。 (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。 (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
5 身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3)日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4)身体の移動能力に関すること。 (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
6 コミュニケーション	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2)言語の受容と表出に関すること。 (3)言語の形成と活用に関すること。 (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関すること。

自立活動について

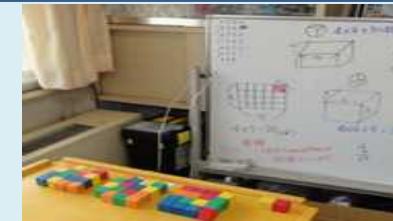
教育基本法 第4条

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、**教育上必要な支援を講じなければ**ならない。

通常の学級
(支援)

教科別の指導

調和のとれた育成



算数(体積)：平面での理解が困難な児童に対し、積み木でイメージ化

学校教育法施行規則 第140条

小・中学校等において、障害に応じた**特別の指導**を行う必要があるものを教育する場合は、特別の教育課程によることができる。

自立活動

心身の調和的発達の**基盤**を培う

- ・発達の遅れや不均衡を改善
- ・発達の進んでいる側面を更に伸ばし、遅れている側面を補う

通級による指導

(学習指導要領) 「教師間の**連携に努め、効果的な指導を行うこと**」
(「解説総則編」3 その他の教育課程編成の特例 (2) 通級による指導の場合「(中略) 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした**自立活動**の内容を取り入れる (中略) 」)

特別支援学級

(学習指導要領) 「教師間の**連携に努め、効果的な指導を行うこと**」
(「解説総則編」3 その他の教育課程編成の特例 (1) 特別支援学級の場合「(中略) 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした**自立活動**の内容を取り入れたり (中略) 」)

特別支援学校

(学習指導要領) 自立活動に充てる授業時数は適切に定める
(「解説自立活動編」時間の指導を要として**教育活動全体を通じて指導**)

学校教育法施行規則 第138条

小・中学校等における特別支援学級に係る教育課程については、(中略)**特別の教育課程**によることができる。

学校教育法施行規則 第126条

小学部の教育課程は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに**自立活動**によつて編成する

【「合理的配慮」の定義】

- 障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、
 - 学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
 - 障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの
 - 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

(中教審初中分科会報告 (H24.7) より)

合理的配慮の観点について

学校における合理的配慮の観点(3観点11項目)

①教育内容・方法

①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

①-1-2 学習内容の変更・調整

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

①-2-2 学習機会や体験の確保

①-2-3 心理面・健康面の配慮

②支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

②-3 災害時等の支援体制の整備

③施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

(中教審初中分科会報告（H24.7）より)

合理的配慮について(障害者権利条約、障害者差別解消法)

●障害者権利条約 (H26. 1 批准)

第24条

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(c) 個人に必要とされる合理的配慮 (reasonable accommodation) が提供されること。

●障害者差別解消法 (H28. 4. 1 施行)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、(…第7条第1項に同じ…)。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、(…第7条第2項に同じ…) 必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

合理的配慮について(28. 4. 1~)

○国公立学校など ⇒ 行政機関等 ⇒ 法的義務
○学校法人など ⇒ 事業者 ⇒ 努力義務

合理的配慮の例

視覚障害(弱視)のAさん

【状態】矯正視力が0.1で、明るすぎる
とまぶしさを感じる。
黒板に近づけば文字は読める。



- 廊下側の前方の座席
- 教室の照度調整のために
カーテンを活用
- 弱視レンズの活用

肢体不自由のBさん

【状態】両足にまひあり、車いす使用。
エレベーターの設置が困難。



- 教室を1階に配置
- 車いすの目線に合わせた
掲示物等の配置
- 車いすで廊下を安全に移動
するための段差の解消

学習障害(LD)のCさん

【状態】読み書きが苦手で、特にノートテイクが難しい。



- 板書計画を印刷して配布
- デジタルカメラ等※による板書撮影
- ICレコーダー等※による授業中の
教員の説明等の録音

※データの管理方法等について留意



聴覚障害(難聴)のDさん

【状態】右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。



- 教室前方・右手側の座席配置
(左耳の聴力を生かす)
- FM補聴器の利用
- 口形をハッキリさせた形での会話
(座席をコの字型にし、他の児童の
口元を見やすくする 等)

個別の指導計画と個別の教育支援計画について

個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かい指導が行えるよう、教育課程や指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえて、**具体的に幼児児童生徒の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。**

個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、**医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立って、一貫して的確な教育支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。**

(参考)小学校学習指導要領 第1章総則 第4 (抜粋)

(7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば**指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画**を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

* 幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領においても同様の記述がある。

特別支援学校	全ての幼児児童生徒を対象に作成(義務付け)			
幼・小・中・高	障害のある幼児児童生徒において作成することが望ましい(努力義務)			
作成状況(H26)	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
個別の指導計画	47.3%(76.6%)	92.5%(98.1%)	83.7%(95.6%)	27.2%(67.1%)
個別の教育支援計画	38.6%(65.9%)	78.6%(87.7%)	71.9%(86.4%)	23.2%(59.3%)

* ()内は作成する必要のある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

特別支援教育コーディネーターについて

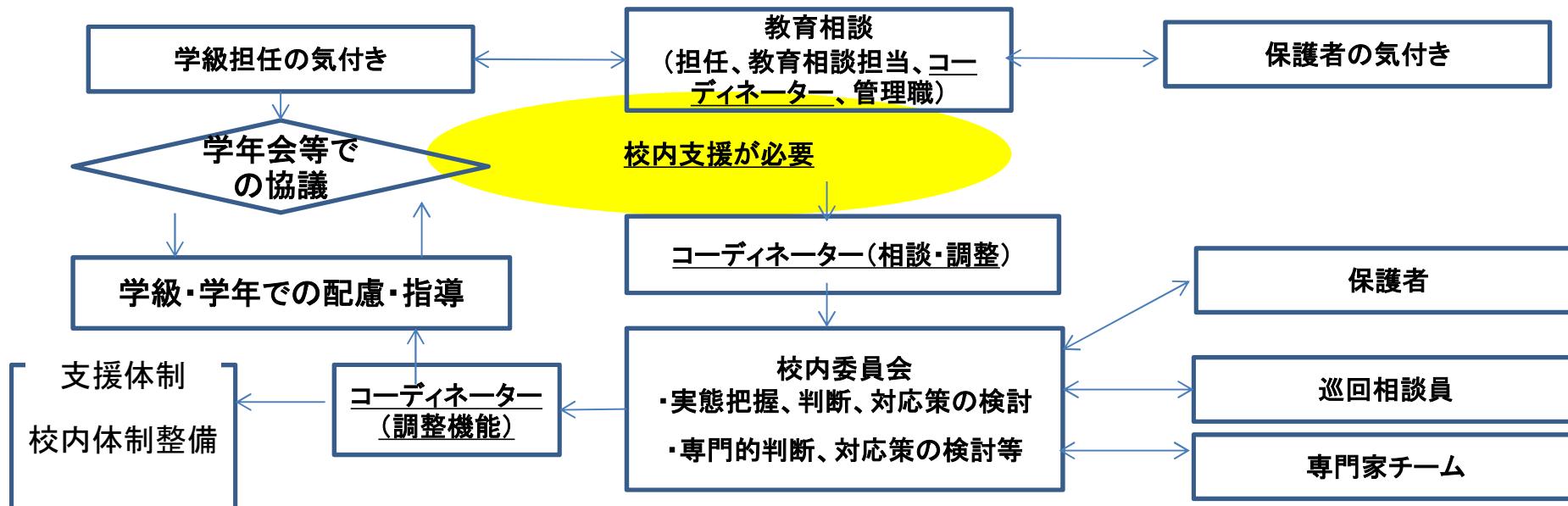
特別支援教育コーディネーターとは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、

- ・特別支援教育に係る校内委員会・校内研修の企画・運営、
- ・関係諸機関・学校との連絡・調整、
- ・保護者からの相談窓口

などの役割を担う教員。校長が指名し、校務分掌に位置付けられる。

(平成26年度配置状況) 87.4% (国公私・幼小中高計)

<支援に至るまでの一般的な手順>



※「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（H16文部科学省）より作成

交流及び共同学習とは、

障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動であって、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面の両方を持つもの。

学習指導要領の記載に基づき、特別支援学校と幼・小・中・高等学校等、特別支援学級と通常の学級のそれぞれの間で行われる。

<障害のある子供とない子供が活動を共にすることの意義>

- ・障害のある子供たちの経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむ上で重要な役割を担っている。
- ・小・中学校の子供たちや地域の人たちが、障害のある子供とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。
- ・同じ社会で生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくための基盤づくりとなる重要な活動である。

交流及び共同学習について（学習指導要領総則における記述）

●小学校学習指導要領 第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2. 以上のか、次の事項に配慮するものとする。

(12)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、**小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などの交流の機会を設けること。**

（幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領にも同趣旨の規定）

●特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1. 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(6)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、**小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。**

（幼稚部教育要領、高等部学習指導要領にも同趣旨の規定。）

交流及び共同学習について（実施にあたっての留意事項）

（特別支援学校学習指導要領解説 総則等編における記述）

◇留意事項

① 計画的、組織的に継続した活動を実施

- 双方の学校同士が十分に連絡を取り合う。
- 指導計画に基づく内容や方法を事前に検討する。
- 一人一人の実態に応じた様々な配慮を行う。

② 二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進

- 相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面
- 教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面

③ 交流及び共同学習の内容の工夫

- 学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動などを合同で行ったり、文通や作品の交換、情報通信ネットワークなどを活用してコミュニケーションを深めたりする。
- 児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に応じて、地域の様々な人々と活動を共にする機会を増やしていくことについても配慮。

特別支援学校学習指導要領等の該当ページ

- ・解説 総則等編幼小中
幼:P99～100、小中:P183～186
- ・解説 総則等編 高:P109～112

交流及び共同学習の例

○千葉県総合教育センター「交流及び共同学習実践ガイド」より作成(居住地校交流の例)

特別支援学校の重複学級在籍の4年生。保護者の方は、地域の方に我が子のことを知ってもらいたいという願いで、幼い頃から小学校の運動会を見学していた経緯もあり、居住地校交流につながった。交流の実施にあたっては、運動会の応援だけではなく、友だちと共に参加できるよう体育の授業交流も行うと同時に、聴覚からの情報入手が得意であることを踏まえ、音楽の授業交流も行った。

特別支援学校小学部

居住地小学校

教育課程上の位置付け	「自立活動」	「体育」「音楽」「図工」
目標 「交流及び 共同学習の ねらい」	「個別の指導計画」から ・語彙を増やし、それを使って人に要求したり、人とのかかわりを楽しんだりする等の自己表現力を養う。	・小学校児童と特別支援学校児童が、同じ活動に取り組むことにより、同じ地域で暮らす仲間として理解し合い、共に生きる気持ちを育てる。
打ち合わせ	特別支援学校の担任が小学校へ行き、本人、保護者の要望及び本人の様子を伝えた。以降電話やFAXで密に連絡をとり、保護者との連携も深める。	
事前の準備	自己紹介カード・「みなさんにおねがい」作成 小学校参観や紹介VTRを視聴する。	自己紹介カードの紹介、掲示で理解を深める。 前年度からの引き継ぎ資料も活用する。
交流及び共同学習の実践例	<p>「音楽」…歌や手作り楽器で授業参加。 「図工」…紙や糊を使い友だちと作品を作る。 「体育」…運動会練習を通して当日の見通しと大きな集団でも力を発揮できるようにする。</p> <p>「運動会」…縄引き、踊り、応援に参加。好きな音楽の力を発揮し、応援歌を歌う。</p>	

成果

- 交流2年目、学期に2回の継続した活動で、小学校の児童や環境になじみ笑顔が増えた。
- 授業や行事での交流及び共同学習を通し、交流や相互理解につながり、かかわる場面も増えた。
- 学校と保護者とのきめ細やかな連絡調整で、連携が強化した。

高校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議

趣旨

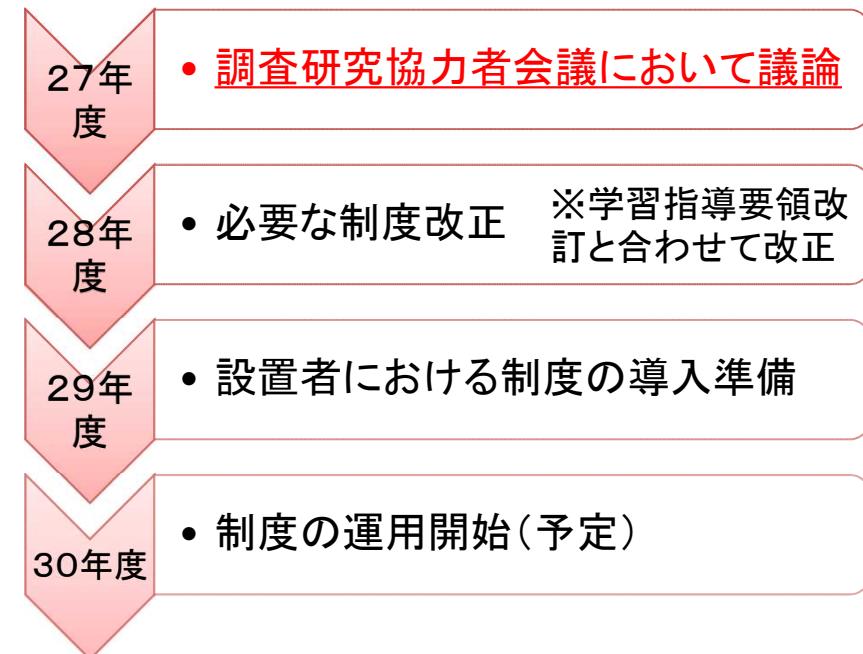
- 現行制度上、高等学校においては、教育課程の弾力的運用を行うことはできるが、小・中学校のような「通級による指導」が制度化されていない。
- 障害のある子供たちの自立と社会参加に向け、平成26年度に文部科学省が開始したモデル事業の成果も踏まえ、高等学校における「通級による指導」の制度化等について検討するため、調査研究協力者会議を開催。

協力者

◎主査、○副主査【50音順】

石川 誠	株式会社いなげや ウィング管理運営部長(兼)事業推進部長
市川 宏伸	日本発達障害ネットワーク理事長
◎岩井 雄一	十文字学園女子大学教授
大南 英明	全国特別支援教育推進連盟理事長
笹谷 幸司	神奈川県立綾瀬西高等学校長
高岡 麻美	府中市立府中第九中学校長
○柘植 雅義	筑波大学教授
中田 正敏	かながわ生徒・若者支援センター代表
永妻 恒男	さいたま市立大宮南中学校長
西川 公司	日本肢体不自由教育研究会理事長
三代 恵里子	島根県教育庁特別支援教育指導主事
水野 忠輝	静岡県教育委員会高等教育課指導主事
村野 一臣	東京都立町田の丘学園校長

スケジュール(予定)



調査研究協力者会議における検討経過

平成27年11月17日(第1回会議)

1. ヒアリング ①

水野 忠輝 委員 「静岡県におけるモデル事業の取組」
三代恵里子 委員 「島根県におけるモデル事業の取組」

2. 議論 ①(自由討議)

平成27年12月 3日(第2回会議)

1. ヒアリング ②

永妻 恒男 委員 「中学校における通級による指導の取組」
笹谷 幸司 委員 「神奈川県立綾瀬西高等学校の取組」

2. 議論 ②(高等学校における通級による指導の制度化の意義と制度設計の方向性について)

平成27年11月15日(第3回会議)

- 議論 ③(高等学校における通級による指導を制度化した後の充実方策について)
- 議論 ④(論点整理案について)

平成27年12月22日(第4回会議)

- 議論 ⑤(論点整理案について)

<これまでの主な意見>

- 高等学校における必要性は従来から指摘されてきた。モデル校でも希望者数が予想を上回っている。
- 基本設計は小・中学校と同じで良いと考えられるが、高等学校ならではの運用・オプションが必要。
- モデル校では、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」を参考に指導・評価している。
個別の指導計画を作成すれば、個々の目標に応じた評価が可能となることが確認されている。
- 「通級による指導」だけでなく、他の授業が分かりやすくなるよう授業改善を進めることが必要。